

準備から設立までの流れ

	市(区)	クラブ
1	事前相談 ※必須ではありませんが、ご希望の場合はお受けいたします。	設立準備 ※「クラブ」運営に必要な基本的事項を設立準備委員会で協議し、諸案作成を行う 設立準備委員会構成員 ：行政(区役所)、学校関係者、地域団体(町内会・自治会等2団体以上)
2		区役所地域振興課へ資料提出 提出書類 ：設立準備委員会発足報告書、役員名簿、設立準備委員会規約、活動計画書
3	クラブへのヒアリング、現地視察	
4		運営委員会発足 設立準備委員会で作成された諸案を検討し、さらに「クラブ」運営組織等を決め、設立総会を開催して「クラブ」を発足させる。 構成員 ：1に準じる
5		クラブ発足を市に報告 提出書類 ：設立準備委員会発足報告書、役員名簿、設立準備委員会規約、活動計画書
6	認定審査 認定基準を基に認定の可否を審査	
7	県へ報告 県受領後、県での認知及び県内総合型地域スポーツクラブ地図への掲載 県受領後、県での認知及び県内総合型地域スポーツクラブ地図への掲載	

検討事項(例)

- ・「クラブ」設立目的案(趣意書)
- ・「クラブ」の名称案
- ・規約案
- ・運営組織案、事業計画案
- ・開設種目案(調査等)、指導者案、活動拠点案
- ・年間活動計画案、財源案(会費・予算案等)
- ・リスク対応案
- ・地域広報活動案、会員募集案
- ・運営委員会の設置案(運営委員会要綱案)
- ・その他

- ・設立準備委員会からの提案を検討
- ・運営委員会組織、事務局設置案
- ・理事会・役員会案等の決定
- ・会員募集⇒登録者まとめ⇒会費徴収
- ・設立総会開催
- ・承認事項提案⇒承認⇒発足

- (1) 県へ報告後、県からヒアリング等対面又は書類で状況をお伺いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- (2) 認定後は毎年事業計画・予算、事業報告・決算を作成し、認定基準項目7の設立総会で議決した規約に基づいた適切なクラブ運営を行ってください。
- (3) 認定後は①川崎市総合型地域スポーツクラブネットワーク会議への加盟・協力、②川崎市の事業への協力いただけることが望ましいです。

※ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度へ申請する際は、神奈川県スポーツ協会が定める登録基準を順守することが必要ですので別途ご確認ください。